各種案内 お知らせ

危険物取扱者試験

試験の種類
甲種危険物取扱者試験
乙種危険物取扱者試験（全類）
丙種危険物取扱者試験
試験日　11月25日(日)
場　所　県立甲府工業高等学校
受験願書の受付
期　間　10月22日(月)～10月26日(金)
場　所　山梨県消防防災課
受験願書は都留市消防署にあります。詳しいことについては山梨県消防防災課（☎0552(37)11 11内線513）または、都留市消防署にお問合せください。

遊休農地実態調査

10月1日を基準日として、一年以上休耕している田畑で耕うん機等で農地に復元して作付けが可能な土地の実態調査が行われています。この調査には、農業委員等の26人が調査員として当ります。調査の内容は、遊休農地を一筆ごとに調べて、所有者から休耕の理由、今後の利用の意向を聞きとり、調査表に記録します。これを集計し市内の耕作可能な農地面積を把握し、今後の農業施策の基礎資料として利用することを目的に調査を行います。

遊休農地を所有している農家には、調査員が必要事項のききとりに伺いますのでご協力ください。

都留スキークラブ15周年記念映画会

都留スキークラブ（会長柏木忠邦）が発足して15年目にあたり、これを記念して、スキー映画会を開催いたします。これからスキーを始めたい人、中・上級者のための技術、及びスキーチューナップ方法などの講習会を合わせて行ないますので、スキーシーズンに先がけて、楽しいひとときをお過しください。

日時　10月28日(日)午後6時より
場所　文化会館4階大ホール
主催　都留スキークラブ
後援　都留市教育委員会
　　都留市体育協会
　　山梨日日新聞社

稲ワラで土づくり

稲刈りのシーズンが始まりました。稲ワラは水田の大切な有機質です。稲ワラは、燃やしたり、他へ売ったりしないでたい肥として利用しましょう。また、燃やしてしまったり、売ってしまった人は、畜産農家などから購入して、補給してください。今、水田は稲づくりを終えて疲れています。来年にそなえて〝秋耕うん〟や〝土づくり〟をいたしましょう。

休耕地等の草刈り

あなたの所有する休耕地や、空地に、雑草が茂っていないでしょうか。雑草が茂っている休耕地等の近所に住む人は、病害虫の発生などで迷惑します。また、これから枯草になると火災の危険が生じてきます。心ない人のたばこの投げ捨てや、たき火の火の粉、子供の火遊び等により、火災の発生源となって大変危険です。こうした危険を防ぐために、火災予防条例で、空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去等、火災予防上必要な措置を構じるよう定められています。雑草の刈取りも草が枯れてからでは大変です。休耕地等の所有者は、枯草になる前に草刈りを行なって、火災の危険をなくしてください。

戦没者の遺族の方へ

特別弔慰金の請求手続き

本年5月の法律改正により、つぎの方が特別弔慰金の受給資格がありますので、お早めに請求手続きをしてください。

(一)昭和50年4月1日以降54年3月31日までの弔慰金被裁定者で、公務扶助料、遺族年金、遺族給与金等の受給者のいない遺族
(二)昭和50年4月1日以降54年3月31までに前記(一)の公務扶助料等の受給権を失った者の遺族
(三)文官公務扶助料の受給者で昭和54年3月31日までに扶助料受給権を失った者の遺族
㊟(一)(二)(三)の遺族とは戦没者の妻（遺族内再婚と氏を変えない婚姻をした妻に限る）子、父母、孫、足弟、姉妹、一年以上生計関係のあった兄嫁、伯叔父母、姪、甥、をいいます。金額は12万円で、6年償還の国債で支給されます。

お問い合せは
市福祉事務所
☎(3)1111内線271

のこそう祖先の生活用具!!

都留市郷土研究会主催、教育委員会後援により、昨年の上谷地区に引き続き、下谷地区を中心に「郷土の古民具展」が、9月8・9日両日、文化会館3階小ホールにおいて開催されました。

この試みは、生活様式の変化により、処分されていく古い民具等を、後世にのこしていただけるようにと始められたものです。見にこられた市民のなかに「これは家にもあるからしまっておこう」と言った声が聞かれ、保存に対する認識が深まってきつつあります。

来年は、三吉・開地地区を予定しております。ご協力くださいますようお願い致します。家屋のとりこわしや改築に伴ない、処分してしまう古民具等がありましたら、教育委員会へご一報くだされば幸に存じます。われわれの祖先の生活の智恵から作り出された民具を大切にのこしましょう。